福岡県農林水産部
（県営農業農村整備事業）
電子納品運用ガイドライン（案）

【基本編】

平成２８年１０月

農林水産部

目　次

１．福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）電子納品運用ガイドライン（案）の目的 ……1

２．電子納品・情報共有 ……1

2.1 電子納品の定義 ……1
2.2 情報共有の定義 ……1

３．電子納品の実施計画 ……2

４．適用基準 ……2

５．電子納品歩掛りについて ……3

5.1 業務委託 ……3
5.2 工事 ……3

６．電子納品の実施 ……4

6.1 工事・業務における電子納品実施フロー ……4
6.2 成果品の作成 ……5
6.3 成果品の提出 ……5

７．特記仕様書 ……6

7.1 工事を対象とした特記仕様書の例 ……6
7.2 業務を対象とした特記仕様書の例 ……7

８．事前協議 ……8

９．電子データを用いた書類検査 ……9

9.1 電子成果品（CD-R 等）の電子データを用いて検査を行う範囲 ……9
9.2 電子成果品（CD-R 等）の内容確認 ……9

10. ラベルについて ……11

11．本ガイドライン案に関する問い合わせ先 ······ 12

１．福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）電子納品運用ガイドライン（案）の目的

福岡県では、福岡県電子県庁推進計画（平成１３年１２月）に基づき、行政サービスの向上を目的とした公共事業の調達業務の電子化を推進しており、その施策として農林水産部では「福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）電子納品運用ガイドライン（案）」（以下、「本ガイドライン案」という。）を作成し、農林水産部所管の県営農業農村整備事業に係る電子納品の運用を実施することとします。

福岡県農林水産部の県営農業農村整備事業に係る電子納品は、農林水産省農村振興局策定の電子納品に係る各要領（案）及びガイドライン（案）等に準拠しますが、「本ガイドライン案」と、農林水産省農村振興局策定の電子納品に係る各要領（案）及びガイドライン（案）等と異なる事項は「本ガイドライン案」が優先するものとします。なお、差異や県独自の取り決め等は別途【参考資料編】に掲載しています。
なお、「本ガイドライン案」については電子納品の運用状況を見ながら順次見直しを図っていく予定です。

※なお、工事については、「本ガイドライン案」中の「受注者」を「請負者」と読み替えるものとする。

２．電子納品・情報共有

2.1 電子納品の定義

「電子納品」を以下のとおり定義します。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することです。ここでいう電子データとは、電子納品に係る各要領（案）及びガイドライン(案)等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを言います。

電子納品は、「調査測量設計業務委託共通仕様書（福岡県農林水産部制定）」、「土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部制定）」、「施設機械工事等共通仕様書（福岡県農林水産部制定）」等で規定される成果品を対象とします。なお、電子納品に対応する共通仕様書等を改定するまでは、電子納品実施のために必要な措置を特記仕様書で対応するものとします。

電子納品の概要については、「６．電子納品の実施」に示します。

2.2 情報共有の定義

「情報共有」を以下のとおり定義します。

情報共有とは、調査・設計業務及び工事施工中に発生する多種多様な情報をデータベースで一元管理し、ネットワークを介して共有することを言います。

情報共有システムは、受・発注者間で業務（施工）中における情報のやり取りをインターネットを介して行い、情報の共有及び電子納品成果物の作成支援を行うものです。情報共有システムの使用については、受・発注者間の事前協議の中で取り扱いを決定してください。

福岡県の情報共有システム概要を以下に示します。

図１

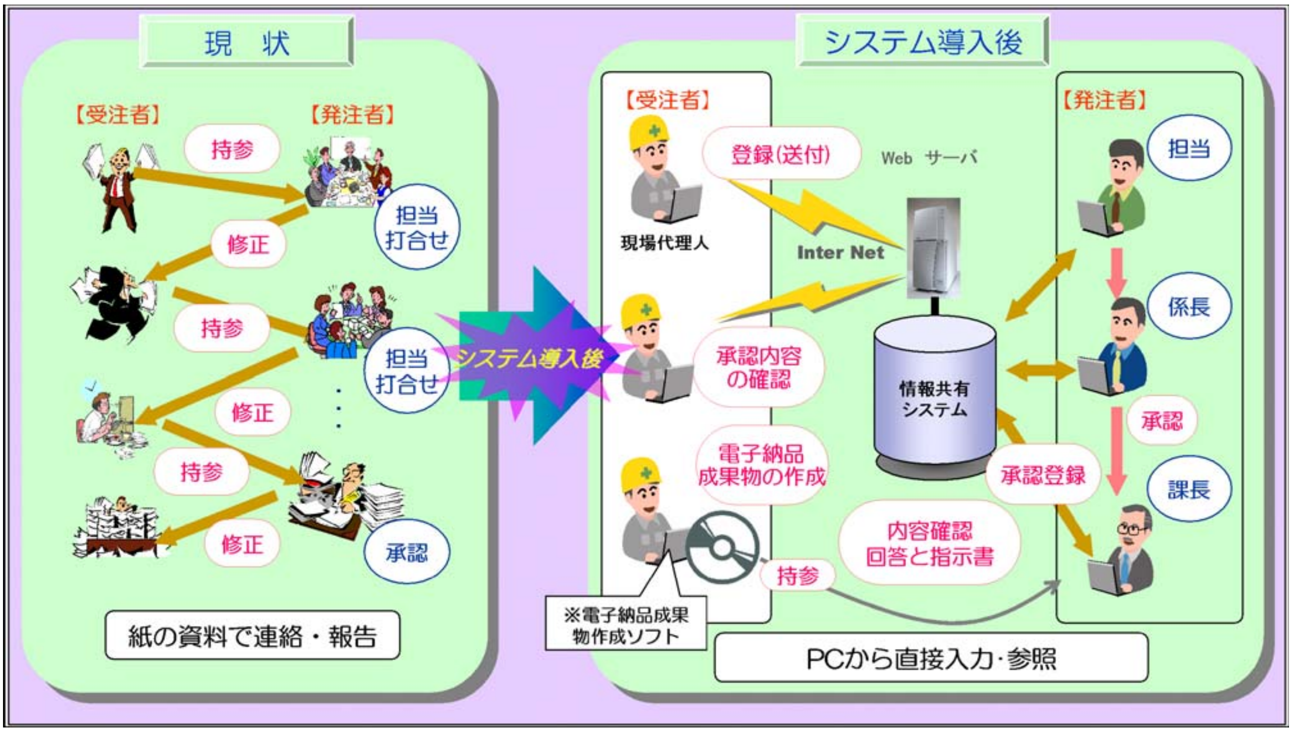

３．電子納品の実施計画

電子納品の対象範囲は全ての業務（調査・測量・設計）及び工事ですが、対象案件であっても受注者が対応準備中であれば、従来どおりの「紙」による納品ができます。この場合、「事前協議チェックシート」に対応可能時期を明記してください。

４．適用基準

農林水産部（県営農業農村整備事業）における電子納品の成果物に格納する電子データ及びファイルフォーマット等は、農林水産省が策定する各要領（案）及びガイドライン(案)に準拠するものとします。

電子納品は、成果品を電子データで納品することで、あらゆる業務段階（測量調査設計・工事発注・施工管理・維持管理）を通して、データの有効活用を図るものです。そのため、データの作成に関して一定の統一基準を設けておくことで、各機関間でのデータの有効活用が可能となり、様々な分野で効果が発揮されることになります。

以上のことから、本県においても国が定めた各要領（案）及びガイドライン（案）に準拠するものとして、電子成果品の仕様を定めます。また、適用時期についても国に準ずることとします。

なお、各要領（案）及びガイドライン（案）は、農林水産省ホームページの電子納品に関するページを参照してください。

表１　電子納品に係る各要領・ガイドライン(案)

	要領・基準名	策定年月	策定者	入手先(ﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ)
工事	工事完成図書の電子納品要領(案)	H23. 3	農林水産省	農林水産省「農業農村整備事業の電子納品要領等」 http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html
	電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)【工事編】	H24. 3	〃	
設計	設計業務等の電子納品要領(案)	H23. 3	〃	
	電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)【業務編】	H24. 3	〃	
測量	測量成果電子納品要領(案)	H24. 3	〃	
	電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)【測量編】	H24.12	〃	
地質・土質	地質・土質調査成果電子納品要領（案）	H24.12	〃	
	電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)【地質・土質調査編】	H24.12	〃	
図面	電子化図面ﾃﾞｰﾀの作成要領(案)	H23. 3	〃	
	電子化図面ﾃﾞｰﾀ作成運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)	H24. 3	〃	
写真	電子化写真ﾃﾞｰﾀの作成要領(案)	H23. 3	〃	
電気通信設備	工事完成図書の電子納品要領(案)電気通信設備編	H17. 4	〃	
	電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)【電気通信設備工事編】	H25. 3	〃	
	設計業務等の電子納品要領(案)電気通信設備編	H25. 3	〃	
	電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)【電気通信設備業務編】	H25. 3	〃	
	電子化図面ﾃﾞｰﾀの作成要領(案)電気通信設備編	H25. 3	〃	
	電子化図面ﾃﾞｰﾀ作成運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)電気通信設備編	H25. 3	〃	
機械設備工事	工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編	H19. 4	〃	
	電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)【機械設備工事編】	H26. 3	〃	
	設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編	H26. 3	〃	
	電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)機械設備工事編【業務】	H26. 3	〃	
	電子化図面ﾃﾞｰﾀの作成要領(案)機械設備工事編	H26. 3	〃	
	電子化図面ﾃﾞｰﾀ作成運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ(案)機械設備工事編	H26. 3	〃	

※策定年月は、平成 28 年 10 月時点の最新のもの。

５．電子納品歩掛りについて

5.1 業務委託

業務委託成果品の電子納品に係る費用については、直接経費の「電子成果品作成費」として計上します。

5.2 工事

工事完成図書の電子納品に係る費用は、共通仮設費率に含まれます。

6．電子納品の実施

6.1 工事・業務における電子納品実施フロー

図２

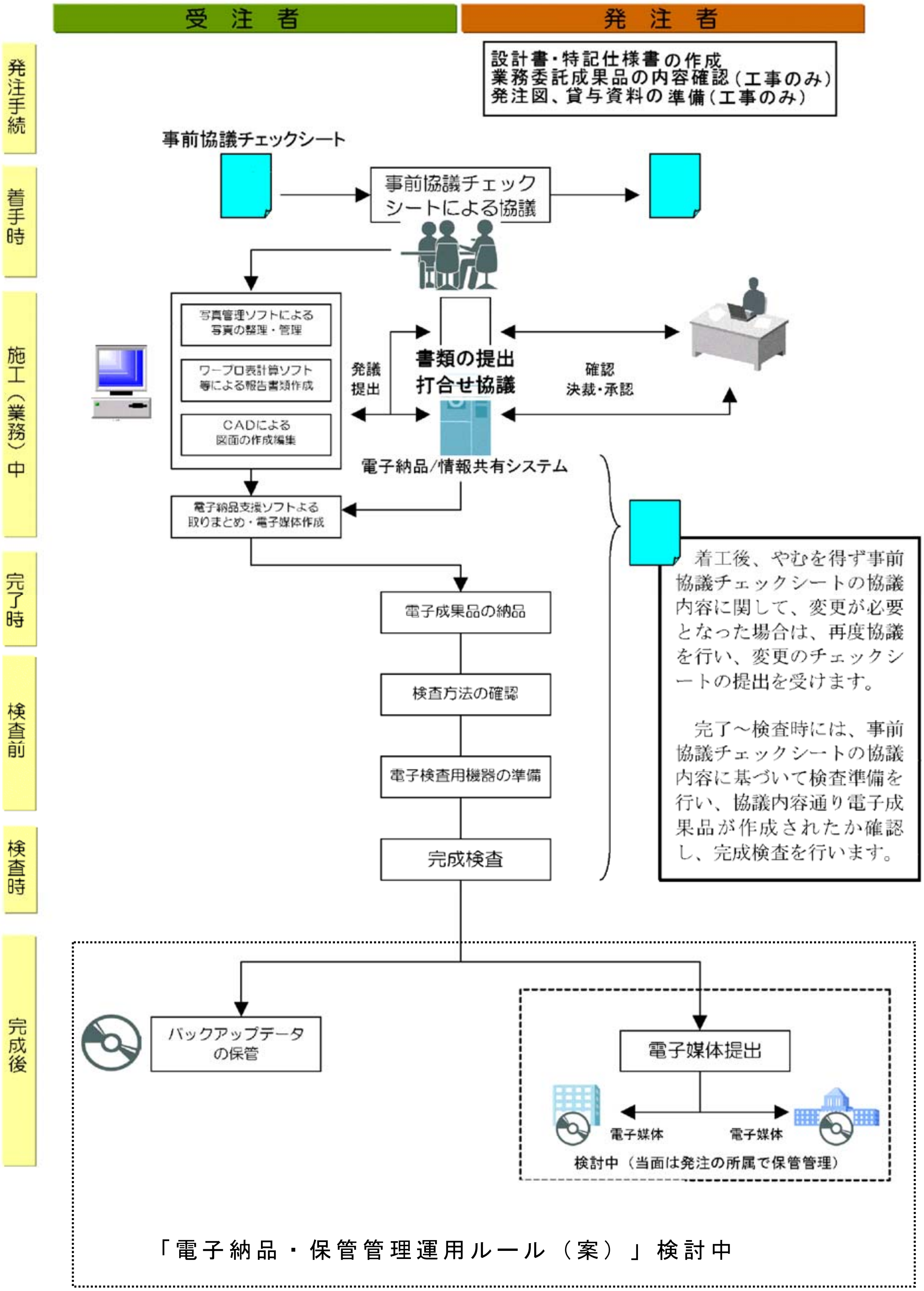

※「電子納品/情報共有システム」は、着手時協議が成立した場合。

6.2 成果品の作成

・電子媒体はCD-R（書き込みが１度しか出来ないもの）を使用し、フォーマットはISO９６６０フォーマット(レベル１)とします。
・電子媒体は、品質の信頼性が高いと思われるメーカー（出来れば日本製）のインクジェット用白色レーベルとします。
・電子媒体のラベルは、専用プリンタによる直接印刷か手書きとし、ラベルシール類の貼り付けは不可とします。
・原則として１枚のCD-Rに収納願います。CD-R が複数枚にわたる場合は、DVD－R の使用について受・発注者間で協議してください。やむを得ず複数枚に渡る場合は、各電子納品要領（案）の「成果物が複数枚に渡る場合の処置」に従ってください。

※ラベル面の表記については「１０．ラベルについて」を参照

6.3 成果品の提出

電子媒体(CD-RまたはDVD－R)で、２部（正・副各１部）提出するものとします。

（１）CADによる図面作成

CADデータは「電子化図面データの作成要領（案）（農水省）」に基づきますが、納品フォーマットは、SXF（SFC）形式を原則とします。 工事の場合、発注者は、同要領（案）に基づいたCADデータを受注者に提供してください。なお、提供できない場合は、受・発注者間で協議願います。業務の場合、受注者は同要領（案）に基づくCADデータの作成が必須です。

なお、CADデータの作成にあたっては、確実なデータ交換を行うためSXF仕様への準拠性の基準を明確にし、技術的な検証を行っているOCF検定認証ソフトウェアを利用するものとします。

※OCF検定（おーしーえふけんてい、Open Cad Format 検定）

「有限責任中間法人オープンCADフォーマット評議会」が、CADソフトウェアのSXF仕様への準拠性を検定（CADソフトウェアやビューアなどに搭載されるSXFフォーマット入出力が適正かどうか判定）し、使用者に、より確実なデータ交換が可能か否かの判断材料を提供するものです。

（２）電子媒体作成・確認用印刷物の準備・電子媒体納品書作成

工事完成（業務完了）後、受注者は、事前協議の結果に従い、電子データで納品する成果品のデータを納品媒体に格納するとともに、「電子媒体納品書」を作成します。また、簡易製本したものを納品する成果品については、データを1部印刷出力して仮製本したものを準備願います。

（３）チェックシートによる内容確認

発注担当者は、「電子成果品確認用チェックシート」の項目に従い、受注者から提出された電子媒体および印刷物について、内容の確認を行います。
※詳細は、「9.2　電子成果品（CD-R等）の内容確認」を参照

（４）CD-R（DVD - R）への署名

主任技術者または管理技術者が油性フェルトペンを用いて（ペン先が固いものは使用不可）自筆で署名を行います。
※詳細は、「9.2　電子成果品（CD-R等）の内容確認」を参照

（５）電子検査用機器の準備

書類検査を行うための準備（検査用機器等）は、原則として発注者が行います。

（６）しゅん工（完了）検査

検査員の指示に従い、検査を実施します。

（７）バックアップの保管

検査終了後、受注者は、納品した電子データのバックアップ及び保管を行う。

（８）電子納品保管に関する運用ルールについて

電子成果品（CD-R 等）は図面袋等に入れ、これまでと同様に事績に綴じて発注事務所にて保管管理することとします。

将来的には、電子成果品の保管管理について統合的にデータベース化を行い、高度活用を図ることを検討します。

７．特記仕様書

発注者は、「３．電子納品の実施計画」に示す電子納品対象案件により、下記を参考にして特記仕様書に漏れなく記載することとします。

7.1 工事を対象とした特記仕様書の例

第〇〇条（電子納品）

本工事は電子納品対象工事とする。

電子納品とは、各施工段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）ガイドライン（案）」（以下、「農林水産部ガイドライン案」）に示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを示す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督員と協議するものとする。

第〇〇条（電子納品に関する基準）

電子納品に関する基準は、「農林水産部ガイドライン案」によるものとする。

第〇〇条（成果品の提出）

成果品は、電子データをCD-R（DVD - R）に納め2部提出する。なお、「紙」による報告書の提出は監督員と協議の上、決定する。

7.2 業務を対象とした特記仕様書の例

第○○条（電子納品）
　本業務は電子納品対象業務とする。
　電子納品とは、各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
　ここでいう電子データとは、「福岡県農林水産部（県営農業農村整備事業）ガイドライン（案）」（以下、「農林水産部ガイドライン案」）に示すファイルフォーマットに基づいて作成されたものを示す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

第○○条（電子納品に関する基準）
　電子納品に関する基準は、「農林水産部ガイドライン案」によるものとする。

第○○条（成果品の提出）
　成果品は、従来の原稿に代わるものとしてCD-R（DVD－R）に納め２部提出するとともに、製本版を１部納品する。

第○○条（電子化に要する費用）
　電子化に要する費用は「電子成果品作成費」に含まれている。ただし、電子化が困難なもので、特に調査職員が必要と認めた場合は、別途協議により必要な経費を業務報告書作成費用に加算し、設計変更で対応する。

以下、必要に応じて記入すること。
第○○条（ボーリング柱状図の提出）
　ボーリング柱状図は、農林水産省の「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づいて提出するものとする。

第○○条（写真の提出）
　写真は農林水産省の「電子化写真データの作成要領（案）」に基づいて提出するものとする。

第○○条（計画業務の内容）
　地質平面図等の図面は農林水産省の「電子化図面データの作成要領（案）」に基づいて提出するものとする。

8．事前協議

電子納品の実施に当たっては、受発注者間の事前協議を必ず行ってください。電子納品を円滑に行うためには、関連する各要領（案）及びガイドライン（案）の内容を熟知するとともに、「事前協議チェックシート」を用いて、受発注者間で電子納品に関する協議・確認を行いながら進めることが必要です。

（１）協議事項

協議事項は、添付資料の「事前協議チェックシート」によるものとします。

受注者が作成した「事前協議チェックシート」の（案）により受発注者間で事前協議を行います。事前協議の結果は、受注者が取りまとめて発注者に提出します。事前協議後に、取り扱いが不明確な事項や変更が必要になった事項がやむを得ず生じた場合は、適宜変更の協議を行ってください。

（２）施工中（業務中）の情報交換

施工中（業務中）の情報の交換・共有の方法として、「電子納品／情報共有システム」による方法や電子メールで情報交換を行いながら最終的に書面で決裁する方法があります。施工中（業務中）の情報の交換・共有については、情報技術を扱う環境等を考慮し、受発注者間で協議を行い決定してください。

「電子納品／情報共有システム」の利用開始手順；

①発注者がシステムに案件情報の登録を行う。

②受注者に案件情報登録の電子メールが配信された後、受注者が受注者情報の登録を行う。

③発注者に受注者情報登録の電子メールが配信され、システムの利用が可能となる。

※「電子納品／情報共有システム」の利用についての詳細は、「福岡県ホームページ」からマニュアルのダウンロードができますので、こちらを参照してください。「電子納品／情報共有システム」に関する問い合わせは「統合ヘルプデスク」にお願いします。

（３）電子成果品の対象とする対象書類

工　　事：	工事写真は、電子納品を必須とします。 工事写真以外は、事前協議により可能なものについて電子納品とします。
業務委託：	原則として対象項目のすべてを電子納品とします。

電子成果品とする対象書類は事前協議で決定しますが、電子化が難しい書類、利活用の可能性が著しく低いもの等についての無理な電子化（スキャニング等）は行わないものとします。（例えば、検査のためだけの無理な電子化は行わない。）

（４）電子納品実施体制に関する協議

受注者は、電子納品の実施にあたって過失や盗難によるデータの消失、コンピュータウイルスの感染によるデータの消失・改ざんに十分注意してください。また、最終的な電子成果品の整理での混乱を避けるため電子データの一元管理を行ってください。

（５）その他の事項

受注者が利用するソフトウェアについては、提出するオリジナルファイルが発注者の利用するソフトウェアで問題なく閲覧・修正ができるよう、種類及びバージョン等に留意してください。

9．電子データを用いた書類検査

9.1　電子成果品（CD-R 等）の電子データを用いて検査を行う範囲

工　　事	：工事写真は、電子データを用いて検査を行います。
業務委託	：電子成果品（CD-R 等）の内容を紙に印刷したもので検査を行います。

9.2　電子成果品（CD-R 等）の内容確認

業務委託あるいは工事完了時には、「電子成果品確認用チェックシート」を用いて、電子成果品の内容確認及び紙成果品との照合を行います。

（１）電子媒体の確認

受注者は､業務委託あるいは工事完了にあたり､電子データを格納した CD-R(DVD - R)（正 1、副各１枚）とともに、署名・捺印した電子媒体納品書を提出する。発注担当者は、提出された電子媒体のラベルの記載内容について確認を行う。

（２）ウイルスチェック

発注担当者は、提出された納品用 CD-R（DVD - R）に対してワクチンソフトを使用し、ウイルスに感染していないことを確認する。

（３）電子納品検査プログラムによるチェック

発注担当者は、提出された CD-R（DVD - R）について必要な書類が各電子納品に関する要領（案）等に従って正しく管理項目等が作成されているか、電子納品の対象書類がもれなく格納されているかを「電子納品検査プログラム」により確認する。

【解説】管理ファイルの内容チェックに使用するコードについて 住所コードおよび発注者コードは、JACIC のホームページを参照する。住所コードが市町村合併後の名称に対応していない場合は、旧市町村名を使用しても良い。 CORINS：http://ct.jacic.or.jp/corporation/know/xml/corins.html AGRIS：http://agris.nn-net.go.jp/ 工事で使用する受注者コードは、県入札参加資格者名簿の番号（業者コード）とする。

（４）電子データ印刷出力物と電子データとの整合性チェック

発注担当者は、印刷出力された成果品について、内容確認を行うとともに、納品用電子媒体に格納された電子データとの整合性を、電子データのパソコン画面への表示により適宜確認する。

（５）電子データによる書類審査

①工事写真・参考図・コア写真

発注担当者は、工事写真・参考図・コア写真について、電子データのパソコン画面への表示によって内容を確認する。

②CAD 図面のレイヤチェック

発注担当者は、提出された電子図面のレイヤについて、電子化図面データの作成要領(案)にしたがって作成・格納されているかを、準備した CAD ソフト等によって適宜確認する。

（６）CD-R（DVD-R）ラベルの確認、電子媒体納品書の受領

発注担当者は内容確認後、CD-R（DVD-R）ラベル面の情報の正確な記載を確認し、電子媒体納品書を受領する。CD-R（DVD-R）ラベルへの署名は、CD-R（DVD-R）の記録面を損傷させないために、ペン先が固いペンの使用および印鑑による捺印は行わないものとする。

10．ラベルについて

・CD-R（DVD－R）に用いるラベルについては以下の例（工事）に従うものとします。

記載項目の説明

① 契約書記載のものとします。
② 完成年月を記載します。複数に渡る場合は○／全枚数を記載します。
③ CORINS（※業務は AGRIS）番号を記載します。
④ 主任技術者（※業務は管理技術者）が自筆で署名します。
⑤ 「正」または「副」の別を記載します。
⑥ 発注者名及び請負者（※業務は受注者）名を記載します。
⑦ ウイルス対策に関することを記載します。

・プラスチックケースについては以下の例に従うものとします。

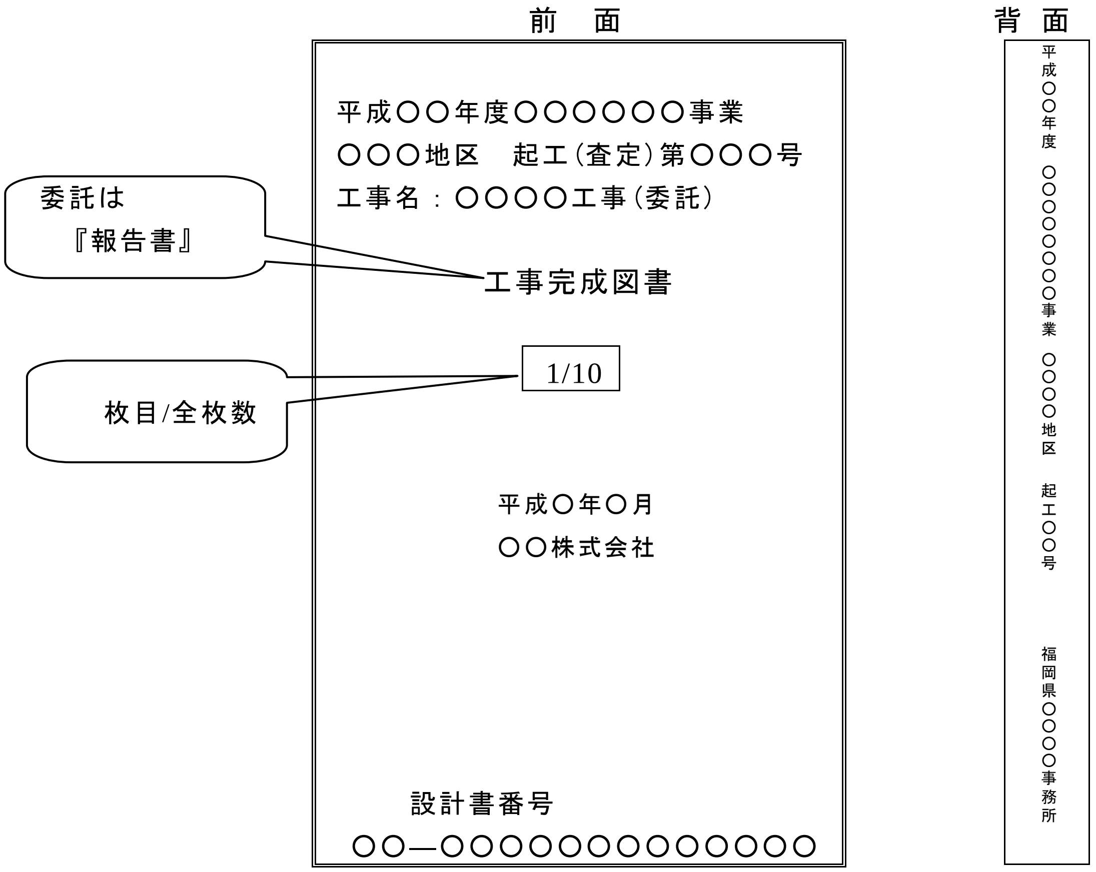

11. 本ガイドライン案に関する問い合わせ先

福岡県農林水産部　農山漁村振興課　技術管理係
電話番号（代表）：０９２－６５１－１１１１（内線３８７０）
ファクシミリ　　：０９２－６４２－４６０５
メールアドレス　：nougyo@pref.fukuoka.lg.jp

※福岡県の「電子調達システム」全般に関すること、及び「電子納品／情報共有システム」に関することについては、「統合ヘルプデスク」にお問い合わせください。
電話番号：０９２－６３１－１０５６（受付時間：開庁日の８：３０～１８：００）

改訂履歴　　平成２０年　４月　制定
　　　　　　平成２８年１０月　改訂